

中国 CCC 認証適用規格改正に伴う弊社対応について[第一報]

平素は三菱電機ギヤードモータをご愛顧頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび中国強制製品認証(CCC 認証)の適用規格である GB/T12350 が改正されたことに伴い、弊社ギヤードモータ単体の通関に影響がありますので、本規格改正に伴う対応について以下の通りお知らせいたします。

今後とも三菱電機ギヤードモータを宜しくお願い申し上げます。

記

1. 内容

中国CCC認証の適用規格であるGB/T12350-2009「低電力モータの安全性要件」が改正され、2023年11月1日以降に中国へ輸出されるモータは、改正後規格(GB/T12350-2022)への適合が必要となりました。現在生産している対象機種(2項記載)は、改定前規格(GB/T12350-2009)に適合した認証品であるため、ギヤードモータ単体(装置組み込み無し)で中国へ輸出することができなくなりますので、2023年10月31日までに中国で通関いただきますようお願い致します。

なお、ギヤードモータを装置へ組み込んで輸出する場合、ギヤードモータは中国CCC認証の対象外であり、規格改正の影響はありません。

2. 対象機種

三菱電機ギヤードモータ	中国CCC認証対応品
GM-S(SP)シリーズ	0.1~0.75kW
GM-DPシリーズ	0.4, 0.75kW
GM-SSY(SSYP)シリーズ	0.1~0.75kW
GM-SHY(SHYP)シリーズ	0.1~0.75kW

3. 改正後規格への適合について

現時点では対象機種について、改正後規格(GB/T12350-2022)への適合に伴う仕様変更はありません。改正後規格(GB/T12350-2022)に適合した認証品は2023年12月中の受注開始を予定しています。

4. 中国への輸出について

モータを装置へ組み込んで輸出する場合、ギヤードモータは中国CCC認証の対象外です。一方、ギヤードモータ単体(装置組み込み無し)で輸出する場合、改正前規格(GB/T12350-2009)の認証では、2023年11月1日以降中国へ輸出することができなくなります。

現時点での対象機種(2項記載)については、改正後規格(GB/T12350-2022)への適合に伴う仕様変更がありませんので、改正後規格(GB/T12350-2022)での自己声明書登録された時点(2023年12月頃予定)より、ギヤードモータ単体(装置組み込み無し)で輸出ができるものと考えております。

なお、ギヤードモータ単体であっても「強制製品認証管理規定」(CCCの原則を定めた文書)の第42条に定める免除可能な範囲の対象3), 5)であれば、免除申請により輸出可能となります。免除申請は、装置/部品を使用する事業者での実施が必要です。

※2), 4)は改正後規格(GB/T12350-2022)への適合していることが免除の条件のため適用できません。

[免除可能な範囲(第42条)]

- 1) 科学研究、試験及び認証試験書において必要となるサンプル
- 2) 最終ユーザへの修理目的で必要となる部品/製品
- 3) 工場の生産ライン/組み立て生産ラインに必要となる装置/部品(事務用品を除く)
- 4) 商業用展示製品
- 5) 全数を輸出することも目的として完成品に用いる部品

以上

発行 日付	2023年10月	件 名	中国 CCC 認証適用規格改正に伴う 弊社対応について[第一報]	三菱電機 FA 産業機器株式会社 〒819-0192 福岡市西区今宿東1-1-1 TEL (092) 805-3141
----------	----------	--------	-------------------------------------	---